決定 平成2年3月29日(告示第214号) 都市計画東苗穂第一地区地区計画を次のように変更する。 変更 平成8年3月29日(告示第293号)

1 地区計画の方針

ź	名 称	東苗穂第一地区地区計画		
ſ	立 置	し幌市東区東苗穂14条2丁目の一部ほか		
Σ		計画図表示のとおり		
Ī	面 積	1 0 . 9 ha		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の 目標 土地利用の 方針	当地区は、本市の都心部より北東約7.5kmに位置し、都市計画道路「札幌新道」(国道274号)と都市計画道路「三角点通」の交差部より北東約2.5kmの所にあり、現在、民間の宅地開発事業が進められている。そこで、本計画では、当該宅地開発事業の事業効果の維持・増進を図り、事業後に予想される敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。 当該宅地開発事業の土地利用計画を基本としつつ、当地区を次の2地区に細区分し、それぞれの地区にふさわしい合理的な土地利用を図る。 1 低層一般住宅地区専用住宅のほかに小規模な店舗・事務所を兼ねる住宅などが立地できる地区とする。 2 低層一般住宅A地区地区内の住民の利便性に配慮し、住宅のほかに小規模な店舗なども立地できる地区とする。		
	地区施設の 整備の方針	地区内の道路及び公園については,当該宅地開発事業により整備されるので,これら地区施設の機能の維持・保全を図る。		
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき建築物等に関する制限を次のように定める。 1 北国としての良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため,「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 2 うるおいとゆとりのあるまちなみを形成するため,敷地の道路に面する部分には生け垣,樹木等の植栽による緑化が図られるよう,「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 3 「建築物等の形態又は意匠の制限」として,落雪・たい雪のスペースを確保し,快適な冬の生活環境の確保が図られるよう,屋根の形態の制限を行う。 4 宅地の緑化推進の効果を高め,緑を通じてへい越しに会話のできる開かれた明るいまちとするため,「垣又はさくの構造の制限」として,へいの高さの制限を行う。		
		地区の整備・ 良好な住環境を形成するため,宅地の地盤面は周囲の生活環境を損 全に関する方針 なわない高さとする。		

2 地区整備計画

	名 称	東苗穂第一地区		
	区域	計画図表示のとおり		
	面 積	1 0 . 4 ha		
建築物等に関する事項	地区の区分	低層一般住宅地区	低層一般住宅A地区	
	建築物の敷地 面積の最低限 度	1 8 0 m²	1 8 0 m²	
	建築物の壁面の位置の制限	1 3戸以上の長屋,3戸以上の共同住宅,寄宿舎 又は下宿の用途に供する建築物の外壁又はこれに 代わる柱(以下「外壁等」という。)の面の敷地境 界線からの距離の最低限度は,道路境界線(隅切 部分を除く。)からの距離にあっては3m,隣地境 界線からの距離にあっては2mとする。ただし, 当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物 の部分が次の各号の一に該当する場合には,敷地 境界線から外壁等の面までの距離の最低限度は 1mとする。 (1) 車庫,物置その他これらに類する用途に供 し,軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であ ること。 2 前項に規定する用途以外の用途に供する建築物 の外壁等の面の道路境界線(隅切部分を除く。)か らの距離の最低限度は1.5mとする。ただし,当 該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の 部分が次の各号の一に該当する場合には,この限 りでない。 (1) 車庫,物置その他これらに類する用途に供 し,軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下であ ること。	道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁 又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面 までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、当 該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部 分が次の各号の一に該当する場合には、この限りで ない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、 軒の高さが2.3m以下であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が4m以下である こと。	
	建築物等の形 態又は意匠の 制限	建築物の屋根は,敷地の道路側に屋根からの落雪 及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き,道路 側に傾斜する形態としてはならない。	建築物の屋根は,敷地の道路側に屋根からの落雪 及びたい雪に必要な空地を有する場合を除き,道路 側に傾斜する形態としてはならない。	
	垣又はさくの 構造の制限	へい (公園内に設けるものを除く。)の高さは 1.2m以下とする。ただし,生け垣はこの限りでない。	へいの高さは 1 .2m以下とする。ただし , 生け垣 はこの限りでない。	
	備 考 用語の定義及び面積,高さ等の算定方法については,建築基準法及び同法施行令の例による。			

理 由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)による新用途地域の決定に伴い,用途地域内の建築制限が変更となることから,新用途地域指定の趣旨をふまえつつ地区の特性を生かした土地利用の誘導を図るため,所要の規定整理を行い,良好な市街地が形成されるよう地区計画の変更を行うものである。